

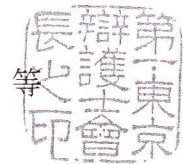


一弁局次 21-117号

平成22年2月4日

ユニオン東京合同執行委員長 佐藤陽治殿

第一東京弁護士会
会長 田中



通 知

貴殿からの懲戒の請求について調査した結果、別添のとおり決定しましたので通知します。

この決定については、弁護士法第64条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。（郵便又は信書便で提出した場合において、送付に要した日数は算入しません。なお、宅配便、ゆうパック、EXPACK500などは「郵便又は信書便」に当たりません。）

※ 異議の申出は書面によってしなければなりません。記載事項及び必要部数に定めがありありますので、異議を申し出ようとするときは、あらかじめ下記にお問い合わせください。

【異議申出書の提出先・問い合わせ先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館15階

日本弁護士連合会（担当：審査部審査第二課）

電 話：03-3580-9841（代表）

【懲戒請求事案に関する異議申出の方法について】

http://www.nichibenren.or.jp/ja/autonomy/tyoukai_igi.html

（又は、検索サイトで「懲戒異議申出」と検索してください。）